

『弘仁格抄』と『弘仁格』逸文

笠井純 一

『弘仁格』は、大宝元年（七〇一）から弘仁十年（八一九）に至る、百十九年間の主要法令を官司別に編成したものである。弘仁十年四月、式とともに撰進されたのち、天長七年（八三〇）には一旦施行されたが、並行して改訂がすすめられ、承和七年（八四〇）四月、『改正遺漏紙繆格式』として頒行をみた。⁽¹⁾しかし後年『貞観格』『延喜格』と併せ、『類聚三代格』として再編成されるにおよんで、『弘仁格』そのものは顧みられることが少なくなつたらしく、今日では僅かにその目録ともいうべき『弘仁格抄』二巻が伝わるにすぎない。

もっともその内容は、『類聚三代格』の完本が伝わっておれば復原可能であるが、現行の新訂増補国史大系本には欠失部分があつて、『弘仁格抄』に標目が記載されながら、『類聚三代格』中に認められない格以下、本稿では『弘仁逸格』と称する一が数十箇条存在する。本稿はそれらの関連史料を蒐集・整理したものであるが、このような試みは夙に近世後期からなされ、塙保己一による『格逸』・黒川春村の『格逸々』⁽²⁾が残されている。但しこれらは『弘仁格抄』や

『享祿本類聚三代格』⁽³⁾が紹介・刊行される以前の作業であつて、研究上の価値は高いものの、そのままでは利用出来ないというべきであろう。その後、瀧川政次郎氏⁽⁴⁾は九條家所蔵の『弘仁格抄』写本をはじめて紹介されると共に、『類聚三代格』との比較研究を詳細に行なわれ、弘仁逸格の関連史料を逐一指摘された。また近年では亀田隆之氏⁽⁵⁾が、弘仁逸格関係史料を一覧表に整理しておられる。さらに吉田孝氏⁽⁶⁾は『類聚三代格』欠失部分の復原研究にあたって、弘仁逸格の所在とその区分に言及され、飯田瑞穂氏⁽⁷⁾は前田家本三代格や東北大学狩野文庫本三代格⁽⁸⁾を研究される中で、弘仁逸格の関連史料について、度々重要な指摘を行なわれた。このほか、渡辺寛氏⁽⁹⁾には『類聚三代格』をめぐる一連の研究があつて、その中には『類聚三代格』・『弘仁格抄』収録の格と、『令集解』⁽¹⁰⁾や『政事要略』⁽¹¹⁾所引の格とを対比された、精細な一覧表も含まれている。従つて、『弘仁逸格』関連史料などはすでに整理する必要もないかの如くであるが、上述の研究成果を一括して示したものは、現時点では未だ存在せず、しかも『弘仁格抄』と『類聚三代格』所収格の対応関係有無の判断す

『弘仁格抄』と『弘仁格』逸文 (笠井純一)

二二八

ら、論者によって若干の出入りがあるのが実状である。⁽¹³⁾
 筆者は、必要あって『弘仁格抄』(新訂増補国史大系本)⁽¹⁴⁾を翻読するうち、諸先学の指摘に若干の疑問が存する一方、既に指摘された関連史料以外にも、一二のものが存在することに気づいたので、それらをここにまとめて掲げ、かつ少々の考証を付記することとした。もとより不完全なものではあるが、諸賢の御批正を頂ければ幸いである。

〔註〕

- (1) 鎌田元一氏「弘仁格式の撰進と施行について」(大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』一九七六年)。
- (2) 両書とも、『続々群書類従』第六、法制部所収。
- (3) 川田剛・栗田寛・飯田武郷校訂、一八八五年七月刻成、前田家蔵版、吉川半七発売。
- (4) 瀧川政次郎氏「九条家弘仁格抄の研究」(『法学志林』二八巻五―一二号、一九二六年)。のち瀧川氏「律令格式の研究―法制史論叢第一冊―」(一九六七年)に収録。以下、瀧川氏の見解は、全てこの論文による。
- (5) 瀧川論文については、林紀昭氏「瀧川政次郎著『律令格式の研究』(著書論文紹介)」(『法制史研究』一九巻、一九六九年)―以下、林氏A論文と称する―同氏「弘仁格抄刊本にみえる異同について」(『続日本紀研究』一五〇号、一九七〇年)―以下、林氏B論文と称する―参照。
- (6) 亀田隆之氏「『弘仁格抄』と『類聚三代格』所収格」(『国史大系月報』二九号、一九六五年)。のち亀田氏「日本古代制度史論」一九八〇年に収録。以下、亀田氏の見解は、全てこの論文による。
- (7) 吉田孝氏「類聚三代格」(『国史大系書目解題』上巻、一九七三年)、三七三頁註(21)。(但し、弘仁格抄の篇目番号および類聚三代格における巻別を中心に指摘)。以下、吉田氏の見解は、全てこの論文による。

頁	No	篇目No	年	月	日	笠井	吉田氏	亀田氏	瀧川氏
04	048	式上32	弘仁	04.06.	13	×	×	○	○
10	126	式下20	神龜	05.07.	21	×	×	○	○
10	128	式下22	宝字	04.12.	12	×	×	○	○
28	356	兵部21	大同	03.01.	25	×	×	○	○
29	375	兵部40	延曆	19.12.	19(1)	×	×	○	○
								(2)	
								(3)	
								(4)	
36	468	雑格01	弘仁	09.03.	23	×	×	×	×

×印：『類聚三代格』に該当格が見当たらないとの指摘。
 ○印：『類聚三代格』に該当格が存在するとの指摘。
 但し、瀧川氏論文の通し番号は、林氏も指摘されるように(前掲A論文)、340(兵部05)以降は一番宛ずれている。

- (8) 飯田瑞穂氏「『類聚三代格』の欠佚巻に関する一史料について」(『日本歴史』二七〇号、一九七〇年)。
- (9) 飯田瑞穂氏「『類聚三代格』巻第四の復原に関する覚書」(『中央大学文学部紀要』史学科二九号、一九八四年)。
- (10) 渡辺寛氏「類聚三代格の復原に関する若干の問題点」(『皇学館大学紀要』一一輯、一九七二年)によって、はじめてその存在が指摘された。
- (11) 渡辺寛氏「令集解と格」(『皇学館大学紀要』一〇輯、一九七一年)。なお、鬼頭清明氏「令集解所引格と弘仁格について」(『大和文化研究』三一―三三)も、集解所引の格と弘仁格抄の対応関係を一覽表にまとめておられる。但し、格番号三四二以下は、本稿におけるそれとは二番のズレがある他、若干の疑問もある(表最終行の「延暦十五年十二月九日格」は、四四七ではなく、〇八三ではなからうか)。
- (12) 渡辺寛氏「類聚三代格の成立年代」(『皇学館論叢』二一三、一九六九)、「三、政事要略」における格の引用。

(13)

『弘仁格抄』所収の格が『類聚三代格』に収められているか否かについて、瀧川・亀田・吉田三氏、および筆者の見解が異なる箇所を示すと、前表のようになる。

筆者の所見は(式下22、天平宝字四年十二月十二日格に△印を付した理由を含め)、第II部『弘仁逸格関連史料』の註記中に示した。なお、表の雑格01について、瀧川氏は格別の指摘を行なっておられず、関連史料も提示されない。

(14) 『弘仁格抄』国史大系本の誤りについては、既に林氏による訂正があるが(前掲B論文)、その他にも誤植と思われるものがある。三五頁四行目の「中官職」は「中官職」の誤りであろう。

凡 例

一 本稿は二部に分かれ、第I部は国史大系本『類聚三代格』に収録されていない弘仁格―弘仁逸格―を、一覧表に整理したものである。なお一覧表は、(1)編年・(2)『弘仁格抄』記載順の二種を掲げた。第II部は、『弘仁逸格』の関連史料を蒐集した史料集で、『弘仁格抄』の記載順に掲げた。

一 第I部「弘仁逸格一覧」(1)・(2)は、当該格が記載された国史大系本『弘仁格抄』の頁数、『弘仁格抄』全体の通し番号、篇目とその中での通し番号、元号年月日、標目(事書他)、の順に記した。なお、篇目は「式部上」を「式上」などと略記し、また元号年月日は「神護景雲元年四月廿四日」を「神護01.04.24」などと表記した。

一 全体の通し番号と篇目別番号を併記する体裁は、福井俊彦氏「靈龜三年五月十一日勅について」(『日本歴史』三八五号、一

『弘仁格抄』と『弘仁格』逸文 (笠井純一)

九八〇年)の方針に従った。但し、『弘仁格抄』(大系本)二七頁一行目の「大同二年四月廿二日詔」は三四〇(兵部05)とし、三三九―二(兵部5)とはしなかった。

一 第I部において、月次の次の「*」印は閏月を示し、年月日に下線を施したものは、その部分に疑義があると、国史大系本が註記するものである。

一 第I部において、篇目番号と年月日の間に◆印を付したものは、第II部に逸文はじめ関連史料を掲げうるものである。◇印は、参考史料のみの存在を示している。なお、ここである参考史料とは、当該弘仁逸格に深い関係を持つと考えられるもの、特定の年月に置くことが困難な史料(例えば『延喜式』)や、当該逸格とは係年月日を著しく異にする史料等をさし、第II部においては、◆で一括提示した中にも含まれている。

一 第II部「弘仁逸格関連史料」は、逸格ごとに◆または◇で示し、全体の通し番号、篇目及びその中での通し番号、元号年月日、(標目)、(史料名)、所在(頁)、史料本文、の順に掲載した。第II部において、註記が必要なものには、◎印を付して記した。第II部において、(史料名)の下部に示した英字I・T・Kは、それぞれ『格逸』(含『格逸々』・瀧川氏・亀田氏によって指摘された史料であることを示す。その他の諸氏によって指摘された関連史料は、その旨を◎(註記)中に記した。その他、適宜類推された。

I—(1) 弘仁逸格一覽〔編年〕

『弘仁格抄』と『弘仁格』逸文
(笠井純一)

頁	No.	篇目No.	年	月	日	標	目	〈元註〉(註記)
07	087	式上71◆	慶雲	03.02.16		勅		
10	123	式下17◆	和銅	04.05.07		太政官謹奏	〈可校合類聚格委細之旨不能註載篇目許註之〉	
10	124	式下18◆	養老	03.12.07		事業資人		
36	472	雜格05◆	養老	06.02.23		停止位袋事		
10	126	式下20◇	神龜	05.07.21		勅		
12	154	式下48◆	天平	02.03.27		太政官謹奏	〈委細之篇目可校合〉・聞	
28	365	兵部30◆	天平	03.11.01		太政官謹奏		
10	127	式下21◆	天平	06.03.08		勅		
10	128	式下22◆	宝字	04.12.12		勅		
35	455	彈正04◆	神護	03.03.17		勅		
36	470	雜格03◆	景雲	04.09.04		令旨		
36	471	雜格04◆	宝龜	02.03*19		勅		
04	040	式上24	宝龜	06.07.22		応勸籍舎人拾玖人		
07	079	式上63◆	宝龜	11.01.20		伊勢大神宮度会宮禰宜事	〈取詮〉	
10	129	式下23	延暦	09.08.10		応許勸籍王臣職分位分等資人事		
12	150	式下44◆	延暦	11.11*20		応令明經生習音事		
12	155	式下49	延暦	12.05.10		応典薬生習合薬事		
13	172	式下66	延暦	13.02.14		合応預考内豎貳佰陸拾人		
08	093	式上77◆	延暦	13.10.11		応出身得第本位上加本第叙事		
13	161	式下55◇	延暦	14.03.29		応定考人数事		
13	173	式下67	延暦	14.05.21		応預考拾陸人		
07	088	式上72◆	延暦	14.10.08		応三位已上子孫及四位五位子年満廿一者叙当蔭階事		
26	335	民下25◇	延暦	15.01.26		応勸入雑色人等事	(延暦15.12.20格=041式上25参照)	
13	162	式下56◇	延暦	15.02.21		応賜考人事		
29	371	兵部36	(同)	上)		応賜考人法事		
10	130	式下24	延暦	15.03.04		応定帳内位分職分資人員事		
12	156	式下50	延暦	15.03.25		医生出身并諸色得業生不遂業事		
07	083	式上67◆	延暦	15.12.09		勅		

- 04 041 式上25◇延暦15.12.20 応勤入雑色人等籍事(延暦15.01.26格=335民下25参照)
- 12 160 式下54 延暦16.06.11 无故不上及帳内資人痲疾免仕事
- 09 105 式上89 延暦16.07.07 応与考畿内書生八十二人
- 29 372 兵部37 (同 上) 応与考諸国書生八十二人
- 10 131 式下25 延暦16.12.10 定帳内数事
- 13 163 式下57 延暦16.12.13 応賜親王考人事
- 29 370 兵部35 (同 上) 応賜親王考人事
- 12 151 式下45◆延暦17.02.14 太政官宣〈委細之篇目可校合類聚格〉
- 12 149 式下43◆延暦17.03.16 応以春秋公羊穀梁二伝各為一經教授学生事
- 08 099 式上83 延暦17.05.23 外位入内考不可輒把笏事
- 08 101 式上85 延暦17.07.02 応坊令考准長上事
- 07 078 式上62◇延暦17.10.04 定諸神官司考限事
- 08 098 式上82 延暦18.02.14 応預考奉使散位事
- 08 102 式上86◆延暦18.04.13 畿内郡司居内考事・聞
- 09 104 式上88 延暦18.09.22 応預考畿内擬郡司事
- 29 373 兵部38 (同 上) 応預考畿内五国擬郡司事
- 13 170 式下64◆延暦18.12.10 応給考陸奥国外散位参拾参人
- 07 089 式上73◆延暦19.04.10 応蔭四位孫事・聞
- 07 086 式上70◆延暦19.12.19 一諸司六位以下考唱不到事(375兵部40参照)
- ◇ 一大宰陸奥出羽等国蔭子孫叙位事
- 10 125 式下19 延暦19.12.19 応補五位以上事業事
- 29 375 兵部40 延暦19.12.19 一彈正台所彈諸司官人事(この条のみ三代格に見ゆ)
- 一統勞考人成選事
- 一雑色人統勞事
- ◆ 一諸司六位以下考唱不到事(086式上70参照)
- 29 374 兵部39 延暦20.12.15 応預考奉使武散位等事
- 08 094 式上78◆延暦21.06.08 秀才明經更闕叙法并加減明法算生員事・聞
- 11 132 式下26◆延暦21.09.23 応依年齒充帳内事
- 29 377 兵部42 延暦24.09.05 応改張内外諸司考文事
- 08 097 式上81 延暦24.11.27 応叙位遣唐使僉従事

- 03 024 式上08◆大同01.06.10 応諸王及五位已上子孫令入大学寮事
- 36 469 雜格02◆大同01.10.07 応改七位初位当色事
- 13 165 式下59 大同02.07.16 合応預考雜色五千人
- 28 367 兵部32 大同02.07.16 合応預考一千五百人
- 13 166 式下60 大同02.08.26 一 応儲置考人一千人 一 并改定賜考人数事〈取詮〉
- 28 368 兵部33 大同02.09.02 応儲置考人三百人
- 27 347 兵部12◆大同02.10.18 応定左右衛士官人已下威儀服色事
- 28 356 兵部21◆大同03.01.25 詔
- 07 080 式上64◆大同03.09.01 同宮（伊勢大神宮度会宮）等大内人三員事〈取詮〉
- 13 164 式下58 大同04.05.25 親王考人事
- 13 167 式下61 大同04.07.03 応廻考雜色四千人
- 13 168 式下62 大同04.09.16 合考人一百六人
- 04 039 式上23 大同05.05.04 応勸籍事
- 04 042 式上26 大同05.09.19 応預勸籍木工寮工部壹佰人
- 27 343 兵部08◆弘仁02.03.14 応改衛府橫刀緒色事
- 27 345 兵部10◆弘仁02.11.28 応改左右衛士府為左右衛門府事
- 27 346 兵部11◆弘仁04.02.11 応改門部橫刀緒色事
- 28 362 兵部27◆弘仁04.03.13 応令史生帶釵事
- 27 344 兵部09◇弘仁04.04.20 応改兵衛橫刀緒色事
- 04 048 式上32◆弘仁04.06.13 加減彈正台官員事・聞
- 12 157 式下51◆弘仁05.03.12 置得業生肆人事
- 05 052 式上36◇弘仁05.05.10 武官五位已上朝服事
- 35 456 彈正05◆弘仁05.07*26 応聽内外諸司人着「薄」朝服事
- 09 106 式上90 弘仁07.09.11 応賜考雜色二百人
- 29 369 兵部34 (同 上) 賜考雜色人二百人
- 12 152 式下46◆弘仁08.04.17 応置音生四人事
- 12 153 式下47◆弘仁08.04.17 応習漢語事
- 36 468 雜格01◆弘仁09.03.23 勅
- 05 051 式上35◆弘仁09.03.25 庁座事〈取詮〉
- 27 348 兵部13◆弘仁09.03.25 応着靴諸衛府生以上事〈左右馬寮准此〉

I —(2) 弘仁逸格一覽〔記載順〕

頁	No.	篇目No.	年	月	日	標	目	〈元註〉	〈註記〉
03	024	式上08◆	大同	01.06.10	10	応諸王及五位已上子孫令入大学寮事			
04	039	式上23	大同	05.05.04	04	応勘籍事			
04	040	式上24	宝亀	06.07.22	22	応勘籍舍人拾玖人			
04	041	式上25◇	延暦	15.12.20	20	応勘入雑色人等籍事	(延暦15.01.26格=335民下25参照)		
04	042	式上26	大同	05.09.19	19	応預勘籍木工寮工部壹佰人			
04	048	式上32◆	弘仁	04.06.13	13	加減彈正台官員事・聞			
05	051	式上35◆	弘仁	09.03.25	25	庁座事〈取詮〉			
05	052	式上36◇	弘仁	05.05.10	10	武官五位已上朝服事			
07	078	式上62◇	延暦	17.10.04	04	定諸神宮司考限事			
07	079	式上63◆	宝亀	11.01.20	20	伊勢大神宮度会宮禰宜事〈取詮〉			
07	080	式上64◆	大同	03.09.01	01	同宮(伊勢大神宮度会宮)等大内人三員事〈取詮〉			
07	083	式上67◆	延暦	15.12.09	09	勅			
07	086	式上70◆	延暦	19.12.19	19	一諸司六位以下考唱不到事(375兵部40参照)			
		◇				一大宰陸奥出羽等国蔭子孫叙位事			
07	087	式上71◆	慶雲	03.02.16	16	勅			
07	088	式上72◆	延暦	14.10.08	08	応三位已上子孫及四位五位子年満廿一者叙当蔭階事			
07	089	式上73◆	延暦	19.04.10	10	応蔭四位孫事・聞			
08	093	式上77◆	延暦	13.10.11	11	応出身得第本位上加本第叙事			
08	094	式上78◆	延暦	21.06.08	08	秀才明経更闕叙法并加減明法算生員事・聞			
08	097	式上81	延暦	24.11.27	27	応叙位遣唐使僉從事			
08	098	式上82	延暦	18.02.14	14	応預考奉使散位事			
08	099	式上83	延暦	17.05.23	23	外位入内考不可輒把笏事			
08	101	式上85	延暦	17.07.02	02	応坊令考准長上事			
08	102	式上86◆	延暦	18.04.13	13	畿内郡司居内考事・聞			
09	104	式上88	延暦	18.09.22	22	応預考畿内擬郡司事(373兵部38参照)			
09	105	式上89	延暦	16.07.07	07	応与考畿内書生八十二人(372兵部37参照)			
09	106	式上90	弘仁	07.09.11	11	応賜考雑色二百人(369兵部34参照)			
10	123	式下17◆	和銅	04.05.07	07	太政官謹奏<可校合類聚格委細之旨不能註載篇目許註之>			

- 10 124 式下18◆養老03.12.07 事業資人
- 10 125 式下19 延暦19.12.19 応補五位以上事業事
- 10 126 式下20◇神亀05.07.21 勅
- 10 127 式下21◆天平06.03.08 勅
- 10 128 式下22◆宝字04.12.12 勅
- 10 129 式下23 延暦09.08.10 応許勸籍王臣職分位分等資人事
- 10 130 式下24 延暦15.03.04 応定帳内位分職分資人員事
- 10 131 式下25 延暦16.12.10 定帳内数事
- 11 132 式下26◆延暦21.09.23 応依年齒充帳内事
- 12 149 式下43◆延暦17.03.16 応以春秋公羊穀梁二伝各為一經教授学生事
- 12 150 式下44◆延暦11.11*20 応令明經生習音事
- 12 151 式下45◆延暦17.02.14 太政官宣 <委細之篇目可校合類聚格>
- 12 152 式下46◆弘仁08.04.17 応置音生四人事
- 12 153 式下47◆弘仁08.04.17 応習漢語事
- 12 154 式下48◆天平02.03.27 太政官謹奏 <委細之篇目可校合>・聞
- 12 155 式下49 延暦12.05.10 応典藥生習合藥事
- 12 156 式下50 延暦15.03.25 医生出身并諸色得業生不遂業事
- 12 157 式下51◆弘仁05.03.12 置得業生肆人事
- 12 160 式下54 延暦16.06.11 无故不上及帳内資人廢疾免仕事
- 13 161 式下55◇延暦14.03.29 応定考人数事
- 13 162 式下56◇延暦15.02.21 応賜考人事 (371兵部36参照)
- 13 163 式下57 延暦16.12.13 応賜親王考人事 (370兵部35参照)
- 13 164 式下58 大同04.05.25 親王考人事
- 13 165 式下59 大同02.07.16 合応預考雜色五千人
- 13 166 式下60 大同02.08.26 一 応儲置考人一千人 一 并改定賜考人数事 <取證>
- 13 167 式下61 大同04.07.03 応廻考雜色四千人
- 13 168 式下62 大同04.09.16 合考人一百六人
- 13 170 式下64◆延暦18.12.10 応給考陸奥国外散位參仟拾參人
- 13 172 式下66 延暦13.02.14 合応預考内豎貳佰陸拾人
- 13 173 式下67 延暦14.05.21 応預考拾陸人

- 26 335 民下25◇延暦15.01.26 応勤入雑色人等事 (延暦15.12.20格=041式上25参照)
- 27 343 兵部08◆弘仁02.03.14 応改衛府横刀緒色事
- 27 344 兵部09◇弘仁04.04.20 応改兵衛横刀緒色事
- 27 345 兵部10◆弘仁02.11.28 応改左右衛士府為左右衛門府事
- 27 346 兵部11◆弘仁04.02.11 応改門部横刀緒色事
- 27 347 兵部12◆大同02.10.18 応定左右衛士官人已下威儀服色事
- 27 348 兵部13◆弘仁09.03.25 応着靴諸衛府生以上事 <左右馬寮准此>
- 28 356 兵部21◆大同03.01.25 詔
- 28 362 兵部27◆弘仁04.03.13 応令史生帶釵事
- 28 365 兵部30◆天平03.11.01 太政官謹奏
- 28 367 兵部32 大同02.07.16 合応預考一千五百人
- 28 368 兵部33 大同02.09.02 応儲置考人三百人
- 29 369 兵部34 弘仁07.09.11 賜考雑色人二百人 (106式上90参照)
- 29 370 兵部35 延暦16.12.13 応賜親王考人事 (163式下57参照)
- 29 371 兵部36 延暦15.02.21 応賜考人法事 (162式下56参照)
- 29 372 兵部37 延暦16.07.07 応与考諸国書生八十二人 (105式上89参照)
- 29 373 兵部38 延暦18.09.22 応預考畿内五国擬郡司事 (104式上88参照)
- 29 374 兵部39 延暦20.12.15 応預考奉使武散位等事
- 29 375 兵部40 延暦19.12.19 一彈正台所彈諸司官人事(この条のみ三代格に見ゆ)
一続勞考人成選事
一雑色人続勞事
- ◆
- 29 377 兵部42 延暦24.09.05 応改張内外諸司考文事
- 35 455 彈正04◆神護03.03.17 勅
- 35 456 彈正05◆弘仁05.07*26 応聴内外諸司人着「薄」朝服事
- 36 468 雑格01◆弘仁09.03.23 勅
- 36 469 雑格02◆大同01.10.07 応改七位初位当色事
- 36 470 雑格03◆景雲04.09.04 令旨
- 36 471 雑格04◆宝龜02.03*19 勅
- 36 472 雑格05◆養老06.02.23 停止位袋事

『弘仁格抄』と『弘仁格』逸文 (笠井純一)

II 弘仁逸格関連史料

◆〇二四(式上08) 大同元年六月十日格

《應諸王及五位已上子孫令入大學寮事》

(日本後紀) 大同元年六月壬寅10条

又勅。諸王及五位已上子孫。十歳以上。皆入大學。分業教習。依蔭出身。猶合上寮。經一選□□大舍人。但情願遂業者聽之。

T・K

◇〇四一(式上25) 延曆十五年十二月廿日格

《應勸入雜色人等籍事》

(日本後紀) 延曆十五年十月甲申27條

定鼓吹司吹部号。置員卅四人。初大宝・降。或注吹人。或著角吹。或稱番上。或号吹部。名既不定。数亦無限。今定名吹部。准雅樂寮雜色生。乃聽勸籍焉。

◎三三五(民下25) 延曆十五年正月廿六日格《應勸入雜色人等事》
参照。

◆〇四八(式上32) 弘仁四年六月十三日格

《加減彈正臺官員事》

(狩野本類聚三代格)

弘仁四年六月十三日。彈正臺疏二員。今加少疏一員。巡察彈正十員。今減一員。史生六員。大同年中減二員。今復舊員二員。

延長四五廿七符云。巡察彈正停廢之後。乏人從政。仍加置大中少疏各一人者。

聞

貞太政官謹奏

加減彈正臺官員事

弼一員。今加大弼一員。從四位下官

(中略)

弘仁十四年十一月十四日

(令集解) 職員令 彈正臺

弘仁四年六月十三日官奏云。加減彈正臺官員事。疏二員。今加少疏

一員。巡察彈正十員。今減二員。史生六員。大同年中減一員。右件等官員。

令條立限。而或事繁人少。衆務難濟。或職員徒多。其政不要。事有

沿革。政崇改張。臣等商量。具件如前。伏聽天裁。謹以申聞。謹奏。

聞。

◎瀧川氏はこの格が類聚三代格に見えるとし、「卷四、加減諸司官員并廢置事、五〇三頁。□式。類格は類聚国史・第百七、職官十二、彈正台の条、及び官職秘抄後附の文によりて、本格の日付を「弘仁十四年十一月十三日」とせり。格抄の日付は「十四年」の「十」を脱し、「十一月」の「十一」を「六」に見誤りたるものならむか」と述べておられる。「十四年十一月十三日」格ならば、国史大系一五四頁に掲げられているが、『弘仁格』は弘仁十一年四月二十一日の撰上にかかるから、それ以降の法令が収録されているとは考えられない。註(一)鎌田論文参照。また亀田・吉田両氏とも、この格(式上32)を類聚三代格に見えらるものとして扱っておられるが、国史大系本『類聚三代格』の当該格(一五四頁)は、

太政官謹奏

官員事延長四年五月廿七日符云。巡察彈之後。乏人從政。仍加置 疏

なる殘簡にすぎず、前掲『令集解』を参照しても、「弘仁四年六月十三日官奏」であることの判断すら困難である。渡辺氏註(10)(11)論文・鬼頭氏註(11)論文参照。また、狩野本類聚三代格を参照しての復原は、飯田氏註(9)論文参照。なお、駒井由美子氏「檢非違使の成立に関する一考察」(『関西学院史学』XX)も、狩野文庫本によってこの格の復原を試みておられる。

◆〇五一(式上35) 弘仁九年三月二十五日格

《庁座事》(取詮)

(日本紀略) 弘仁九年三月戊申25條

T・K

戊申。制。朝堂公朝。見親王及太政大臣者。左大臣動座。自余共立床子前。但六位以下。誓折而立。又諸衛府生以上。除衛仗之外。皆著靴。唯著布帶時。須麻鞋。又除著靴之外。通著麻鞋。

(日本紀略) 弘仁十年六月庚戌04條

T

庚戌。制。諸司於朝堂見親王大臣。以誓折代跪伏。以起立代動座。太政官少弁已上初就位者。外記左右史已下皆起。若大弁一人先就位者。見後來大弁已下不起。中弁已下先就位者。見後來大弁即起。省台長官初就位者。輔弼已下及所管寮司長官已下皆起。刑部大判事效之。輔弼初就位者。省台寮司主典已下皆起。判事屬效之。若長官先在座者不起。寮司長官就位者。主典已下不起。但於本司廳起也。

(政事要略)

(国史大系五八六)

国史云。嵯峨天皇弘仁十年六月庚戌。制。諸司於朝堂。見親王太政大臣。以誓折代跪伏。以起立代跪伏以起立代動座者。為見旧儀

注之。

◆〇五二(式上36) 弘仁五年五月十日格

《武官五位已上朝服事》

(日本紀略) 弘仁五年四月丙申19條

丙申。武官五位已上聽朝服位襖通著。

◆〇七八(式上62) 延曆十七年十月四日格

《定諸神宮司考限事》

(類聚国史) 一九 神宮司 延曆十七年四月己未09條

(国史大系一三〇)

己未。勅。承前之例。諸神宮司。准長上官。四考為限。自今以後。宜改准番上之例。

◎野村忠夫氏『律令官人制の研究』一〇四頁参照。

◆〇七九(式上63) 宝龜十一年正月二十日格

《伊勢大神宮度会宮禰宜事》(取詮)

(豐受太神宮禰宜補任次第) (群書類從四輯四五) I・T・K

宝龜十一年庚申正月廿一日格云。二所大神宮。自今以後改十考成選。

准長上例以四考成選叙内位者。

(小右記) 長元四年九月五日條(大日本古記録・小右記九) I・T

文義。豐受宮申叙内階事。宝龜十一年官符。就長元案勸進。

太政官符式部省

伊勢大神宮

度會宮

太神宮称宜叙内位官符

右被右大臣宣稱。奉 勅。上件二宮称宜。自今以後宜改十考成選。准長上例。以四考成選。叙内位者。下符伊勢国并太神宮等司畢。宜承知。依勅施行。符到奉行。

從五位上守右少弁勲五等紀朝臣古佐美

右大史正六位上

◎早川庄八氏「統日本紀關係單行法令索引(稿)」(笹山晴生編『統日本紀を中心とする8世紀史料の編年的集式とその総合的研究』所収、一四六頁)参照。

〔太神宮諸雜事記〕

(群書類從一輯八二) K

同(宝龜)十一年^{庚申}正月廿日格云。二所太神宮禰宜應叙内位也。

◆〇八〇(式上64)大同三年九月一日格

《同宮(伊勢大神宮度會宮)等大内人三員事(取詮)》

〔日本後紀〕大同三年九月辛巳02條

K

辛巳。勅。伊勢大神并度會二宮大内人各三員。元是白丁。自今以後。宜預外考并把笏。

◎林氏A論文参照。

◆〇八三(式上67)延曆十五年十二月九日格

《勅》

〔令集解〕選叙令 蔭皇親條

(国史大系五一四) I・T・K

延曆十五年十二月九日勅云。皇親之蔭。事具令條。而宗室之胤。枝族已衆。欲加榮班。難可周及。是以進仕无階。白首不調。眷言於此。

實合矜恕。宜其四世五世王及五世王嫡子。年滿廿一者。叙正六位上。但庶子者降一階叙。自今以後。永為恒例。

◎飯田氏註(8)論文・渡辺氏註(11)論文参照。

〔日本後紀〕延曆十五年十二月丙寅09條

K

丙寅。詔曰。皇親之蔭。事具令條。而宗室之胤。枝族已衆。欲加榮班。難可周及。是以。進仕無階。白首不調。眷言於此。實合矜恕。宜其四世五世王。及五世王嫡子年滿廿一者叙正六位上。但庶子者降一階叙。自今而後。永以為例。

◆〇八六(式上70)延曆十九年十二月十九日格

《一諸司六位以下考唱不到事》

〔令集解〕選叙令 應叙條

(国史大系四六五) I・T・K

延曆十九年十二月十九日官符云。一諸司六位以下考唱不到事。右得式部省解備。養老二年十月十八日太政官処分云。諸司預考之徒。必宜正身參對。若被追不起者。不須預考。自身披訴有理者。省未校以前。聽入「前聽」考例者。依一日忌除一年勞。准其勞怠事須優恕。若從降等。足以懲勸者。宜從降等。以前被右大臣宣稱。奉勅如右。自今以後。立為恒例。

◎大系本頭註「前聽、恐衍」。飯田氏註(8)論文・渡辺氏註(11)論文参照。

◇同上格

《一大宰陸奥出羽等国蔭子孫叙位事》

〔延喜式〕式部上 諸国蔭子孫條

(国史大系四九一)

凡陸奥。出羽。太宰管内諸国蔭子孫位子。雖不向省。聽預出身。

◎飯田氏註(8)論文(註15)の指摘による。

◆〇八七(式上71)慶雲三年二月十六日格

《勅》

(令集解)選叙令 授位條

(国史大系五一三) I・K

慶雲三年二月十六日格云。准令。籍蔭入選。雖有出身之條。未明預選之式。自今以後。取蔭出身者。非因貢奉及別勅処分。並不在常選之限者。

(令集解)選叙令 授位條

(国史大系五一二・五一三) I・K

慶雲三年格云。准令。籍蔭入選。雖有出身之條。未明預選之式。自今以後。取蔭出身者。非因貢奉及別勅処分。並不在常選之限。

(統日本紀)慶雲三年二月庚寅16條

K

又制七條事。(中略)准令。籍蔭入選。雖有出身之條。未明預選之式。自今以後。取蔭出身。非因貢奉及別勅処分。並不在常選之限^其。(下略)

◎弘仁格抄における前後関係から判断すると、ここには蔭位関係

の格が置かれるべきであり、『統日本紀』にいう「其二」の制が該当すると思われる。なお、野村忠夫氏『律令官人制の研究』

(二八三・二八六頁)、林氏A論文、早川庄八氏「統日本紀慶雲三年二月庚寅条の『制七条事』をめぐる」(『日本歴史』三七四号)・「統日本紀関係単行法令索引(稿)」(前掲六二頁)参照。

◆〇八八(式上72)延暦十四年十月八日格

《應三位已上子孫及四位五位子年滿廿一者叙當蔭階事》

(令集解)選叙令 授位條

(国史大系五一三) I・T・K

延暦十四年十月八日官符云。應三位已上子孫及四位五位子年滿廿一者。叙當蔭階事。右得式部省解備。按選叙令。凡授位者。皆限年廿五以上。唯以蔭出身者。限年廿一以上者。又慶雲三年二月十六日格云。准令。籍蔭入選。雖有出身之條。未明預選之式。自今以後。取蔭出身者。非因貢奉及別勅処分。並不在常選之限者。今按彼格意。准據四位五位之孫立例。非為自余生文。而省所行。三位以上子孫。及四位五位子出身之後。待足六考。乃預選例。既乖令條。不易因循。但施行歷代。不得輒改。謹請官裁者。右大臣宣。奉勅。所謂有理。宜依請。

◎渡辺氏註(11)論文、野村忠夫氏「桓武朝後半期の一・二の問題―延暦十四年十月八日格を中心に」(『桓武朝の諸問題』)参照。

◆〇八九(式上73)延暦十九年四月十日格

《應蔭四位孫事》

(令集解)選叙令 五位以上子條

(国史大系五一七) I・T・K

延暦十九年四月十日官奏云。應蔭四位孫事。右謹案令條。三位以上蔭及孫。降子一等者。然四位蔭孫。一同五位。今四位者爵號既尊。封秩是厚。而及孫之蔭尚未有殊。斟酌其理。實乖弘恕。伏請。降子四等。以及孫蔭。庶使冠蓋異等。尊卑別次。臣等商量。所定如件。謹錄事狀。伏聽天裁。謹以申聞。謹奏。聞。

◎野村氏『律令官人制の研究』(二一九八頁)、渡辺氏註(11)論文参照。

◆〇九三(式上77)延暦十三年十月十一日格

《應出身得第本位上加本第敘事》

〔令集解〕選叙令 秀才出身條

(国史大系五〇八) I・T・K

延暦十三年十月十一日官符云。應出身得第本位上加本第敘事。右被右大臣宣稱。奉勅。選叙令云。秀才明經得上中以上。有蔭及孝悌被表頭者加本位本第一階叙者。除此之外。至有位人本位本第有相当者。更不加叙。據理論之。事乖勸誘。自今以後。出身得第之徒。先有本位者。於本位上。計本第階。更加叙之。使後進輩有所希求。自余依令。以為恒例。

◎野村氏『律令官人制の研究』(三〇七頁)、飯田氏註(8)論文、

渡辺氏註(11)論文参照。

〔令抄〕選叙令 加本蔭本第一階

(群書類從六輯一六五)

延暦十三年十月格。秀才明經出身得第之徒。先有本位者。於本位之上計本第階。更加叙之。

◎次項参照。

◆〇九四(式上78)延暦廿一年六月八日格

《秀才明經更開叙法并加減明法算生員事》

〔令集解〕選叙令 秀才出身條

(国史大系五〇五) I・T・K

延暦廿一年六月八日太政官奏。秀才明經更開叙法。并加減明法算生員事。秀才上々第。元叙正八位上。上中第元叙正八位下。已上依上下第元留省不叙。今定大初位上。明經上々第。元叙正八位下。已上依上中第元叙從八位上。舊不改上下第元留省不叙。今定大初位下。中上第元留省不叙。今定少初位上。右得式部省解備。大学寮解備。文章博

士從五位下賀陽朝臣豐歲。助教正七位上越知直祖繼等牒稱。謹案考課令。課試秀才明經。並以四考為限。案選叙令云。二色出身叙法。同以二等為例。得第叙法具如件。今檢法意。上下中上二等之第。白丁僅得留省。有位會无所進因茲赴學之流。无意義業。苟規容身。競為東西。竊尋其由良有以也。唐國則音詞自合文字。言語常諧故事。然猶古來嘉作。其數無幾。才美之難。往哲所歎。此俗則辭義將字相乖。翻譯触事易忘。是故建法以降。殆向百歲。一色出身。未及數十。因此論之。難易自明。今以難及之科。抑難進之士。恐後生解體。此道廢絕。謹案唐開元令秀才明經兩色出身。並立四等叙法。就中。秀才上下第正九品上。中上第正九品下。明經上下第正九品下。中上第從九品上。望請准據唐令。更開叙法。以勵後進者。省依解狀。謹請官裁者。今檢省解美合事宜。但令條上々上中二等叙法重於唐令。推尋其旨。事在勸勵。伏望。上々上中二等叙法。依舊不改。上下中上二等之法。一依唐令。其入色之輩。乃用此法。若白丁者。降一階叙。有位之人。於本位上。計本第階。更加叙之。一依去延暦十三年十月十一日格。以前推賢擇善。往哲弘規。任能責成。先王茂範。從以高懸青紫。旌辟惟降。世之英髦卓絕蓋斯。今乃褒擢宏才。局以二等之第。勤課律學。只置一十之員。自非拔群。誰應高舉。譬彼構廈。豈須棄枝。今式部欲開求賢之路。敦崇學之規。遂有來請。足為獎勸。伏望。開條立例。量才舉能。庶得家餘儒史之風。國多舟楫之器。謹錄狀。伏聽天裁。謹以申聞謹奏。聞。

◎大系本頭註「延暦、原作天平、據下文及弘仁格抄改」。飯田氏註

(8)論文、渡辺氏註(11)論文参照。

〔令集解〕職員令 大学寮條

(国史大系八〇)

天平二十一年六月三日格云。明法生元十人。二十人今定。算生元三十人。二十人今定。

◎大系本頭註「天平、恐當據弘仁格抄作延曆」。渡辺氏註(11)論文参照。

〔日本紀略〕延曆廿一年六月壬寅17條

是日。勅。秀才上下中上第。並元留省不叙。明經上下中上第。並元留省不叙。

〔令抄〕選叙令 秀才出身・明經

(群書類從六輯一六五)

延曆廿一年六月格。秀才上下第定大初位上。

同格。明經上下第定大初位下。中上第定少初位上。

◆一〇二(式上86)延曆十八年四月十三日格

《畿内郡司居内考事》

〔類聚三代格〕弘仁八年正月廿四日官符

(国史大系三一〇) T

弘太政官符

應降黜郡司稱病不上事

右太政官今月廿三日下五畿内諸国符備。右大臣從二位兼行皇太弟傳

敷五等藤原朝臣園人奏伏備。依太政官去延曆十八年四月十三日符。

五国郡司一居内考率由。近接都下駭策殊甚。准於外国不可同日也。

而今件人等未出身前相競如林。既得考後好稱詐病。非當闕弃郡務。

誠是欺犯朝章。伏望。自今以後。有斯類者国司勘夷一從還本。若或有国司受彼請託輒解却者。准状科附不從寬典。庶遏奸源以勵後進者。

中納言正三位兼行民部卿藤原朝臣葛野麻呂官備。奉 勅。依請。

弘仁八年正月廿四日

〔日本後紀〕延曆十八年四月壬寅28條

T・K

壬寅。公卿奏曰。大和国守從四位下藤原朝臣園人解備。郡司之任。

所掌不輕。而外考之官。不得貽謀。准於諸国。亦無潤身。是以擬用之日。各競辭退。郡務闕怠。率由於此。伏請居之内考。將勸後輩者。

臣等商量。夫高爵以之彰勲。厚賞以之酬勞。所以勸勵士庶。任用得人者也。而畿内諸国。近接都下。駭策之勞。尤是殊甚。准於外国。

不可同日。如今所申穩便。誠合進昇。伏請五国郡司。一居内考。許之。

◎瀧川氏は「壬寅は廿八日に当れり。格は官奏を進める日を記し、

日本後紀は勅許の日を記す。これ十五日の差ある所以なり」と

される。

される。

◆一二三(式下17)和銅四年五月七日格

《太政官謹奏》

〔統日本紀〕和銅四年五月辛亥07條

T・K

辛亥。制。帳内資人雖名入式部。不在豫選之限。既叙位記者許之。

職分不在此例。唯聽帳内三分之一。資人四分之一。其雖叙位。逗留

方便。違主失礼。即迫其位。還之本貫。若得他處位者不追焉。或本

主亡者。不得豫選。皆還本色。但欲廻入者聽。以外如令。

◎早川氏「統日本紀關係単行法令索引(稿)」(前掲六七頁)参照。

◆一二四(式下18)養老三年十二月七日格

《事業資人》

〔統日本紀〕養老三年十二月庚寅07條

T・K

庚寅。始以外六位内外初位及勲七等子年廿以上。為位分資人。八年

一替。又五位已上家。補事業防閑仗身。自是始矣。

◎早川氏「続日本紀関係単行法令索引(稿)」(前掲七二頁)、渡辺氏註(11)論文参照。渡辺氏は、『令集解』職員令兵部省條(国史大系一〇〇頁)が引く「養老三十二年十二月七日格」も、本格の関連史料だとされるが、別の格である可能性もある。また瀧川氏は、参考史料として神龜五年三月甲子條を指摘される(次項参照)。

◇一二六(式下20)神龜五年七月廿一日格

《勅》

〔続日本紀〕神龜五年三月甲子28條

又勅。補事業位分資人者。依養老三十二年十二月七日格。更無改張。雖然。資人考選者。廻聽待滿八考。始選当色。外位資人十考成選。並任主情願。通取散位勲位位子及庶人。簡試後請。請後犯罪者。披陳所司。推問得美。決杖一百。追奪位記。却還本色。其三闕。筑紫。飛驒。陸奥。出羽国人。不得補充。余依令。(中略)事並在格。

◎瀧川氏は、前掲論文第四章「類聚三代格との比較研究」において、本格は『類聚三代格』「卷四、廃置諸司事」に存在すると見なし、「本格式部上の一八号の格に同じ。同一格を同篇の中に重出したる理由明らかなるざるも、本格は齋宮寮以下の官司の設置と、其の新設官の官位相当とを定めたるものなれば、事両存に渉るものとして、之を重出せしならむか」と註記を加えられない。ところが、吉田孝氏はこの格を『類聚三代格』に見えないものとして扱っておられる(前掲論文)。そこで、『弘仁格抄』

によって、この標目の前後を列記すれば、

式下17	太政官謹奏	和銅4年5月7日
式下18	事業資人	養老3年12月7日
式下19	應補五位以上事業	延暦19年12月19日
式下20	勅	神龜5年7月21日
式下21	勅	天平6年3月8日
式下22	勅	宝字4年12月12日
式下23	應許勸籍王臣職分位分等資人事	延暦9年8月10日
式下24	應定帳内位分職分資人員事	延暦15年3月4日
式下25	定帳内数事	延暦16年12月10日
式下26	應依年齒充帳内事	延暦21年9月23日

と続いている。「勅」や「謹奏」とあるうち、式下17は「帳内資人」、21は「帯仗資人」の格(該当項目を参照)、22も後述のように「資人」関係の格と推定できるから(一二八参照)、内容が不明の20についても、帳内資人関係の格であった可能性が高く、一つだけ齋宮寮関係の格が挿入されていたとは考えにくい(吉田氏も式下17、26を、帳内資人事業に関する一連の格と見なし「ておられる」。瀧川氏は、式下18に関連させて右の続紀條文を指摘しておられるが、寧ろ本標目の参考史料とされるべきでなかったか。また、早川氏「続日本紀関係単行法令索引(稿)」(前掲八〇頁)は、「三代格欠、但シ、中衛府設置勅(兵部格)ノ重載力」とされるが、これにも従い難い。

◆一二七(式下21)天平六年三月八日格

〔勅〕

〔扶桑略記〕天平六年三月八日條
三月八日。中納言已上。賜帶仗資人。

◎林氏B論文参照。

〔国史大系九〇〕T

◆一二八(式下22) 天平宝字四年十二月十二日格

〔勅〕

〔類聚三代格〕天平宝字四年十二月十三日勅(国史大系五一〇) T
弘勅。太皇太后皇太后御墓者。自今已後。並称山陵。

天平宝字四年十二月十三日

〔類聚三代格〕天平宝字四年十二月十三日官符(国史大系三四八)

弘乾政官符

應全給尚侍尚藏封戸并位田事

右奉 勅。准令給封。女悉減半。但尚侍尚藏職掌既重。宜異諸人量須全給。位田並亦如此。自今以後。永為恒例。

天平宝字四年十二月十三日

〔国史大系六六六〕

〔令集解〕 禄令 食封條

天平宝字四年十二月十三日乾政官符云。應全給尚侍尚藏封戸并位田事。右奉勅。准令給封。女悉減半。但尚侍尚藏職掌既重。宜異諸人量須全給。位田並亦如此。自今以後。永為恒例。

〔続日本紀〕天平宝字四年十二月戊辰12條

戊辰。勅。准令給封戸事。女悉減半者。今尚侍尚藏。職掌既重。

宜異諸人。量須全給。其位田資人。並亦如此。又 勅。太皇太后「宮」。皇太后御墓者。自今以後。並称山陵。其忌日者亦入国忌例。設齋如

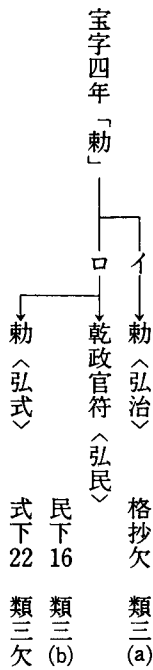
式。

◎以下の註記においては、右に掲げた二つの『類聚三代格』所収格の内、第一のもの(国史大系五一〇)を(a)、第二のもの(同三四八)を(b)と称する。

瀧川氏は(a)が一二八に該当する格だと考えられ、また渡辺寛氏「類聚三代格の龜頭標目」(『皇学館大学紀要』八輯)も同様である。同日に発布された格の内、(b)は「弘仁格抄」三二六(民下16)との対応関係が明らかだから、このように比定されるのも一応妥当としなければならぬ。けれども前述の如く(一二六参照)、『弘仁格抄』のこの前後には「帳内資人」関係の格が配列されているから、福井俊彦氏「弘仁格の編纂方針について」(『史観』九八冊)も指摘される通り、「国諱追号」などに関する(a)が、ここに挿入されていたとすれば、誠に奇異の感を否めない。それに対して(b)は、右掲の『続日本紀』が引く「勅」のように、「資人」支給の規定が含まれているならば、この位置に配するのが相応しい格であると考えられよう。吉田氏も前掲論文において、当該格が帳内資人関係のものであることを推定され、また早川氏「続日本紀関係単行法令索引(稿)」も(前掲一二三頁)、(b)以下三点の史料が当該格に関連すると見なしておられる。

しかし右のように考えるとき、福井氏が前掲論文でも指摘されたように、(1)、(b)には「資人」の文言が含まれない、(2)、(b)は「乾政官符」であって「弘仁格抄」のいう「勅」ではない、(3) この官符に「弘民」の籠頭が付され、(a)同様「弘式」でな

い、三点の問題が厳存する。吉田氏がこの勅を資人関係の格と推定されながら、『類聚三代格』に見えないと慎重に判断された理由もここに存しよう。編者に名案はないが、次のように考えてはどうだろうか。宝字四年十二月十三日に發布された「勅」は、二つの内容に大別できるが（イ「山陵国忌」、ロ「尚侍尚藏封戸位田資人」、イは「勅」として弘仁治部格に収録され、ロのうち「封戸位田」に関する部分が「乾政官符」として弘仁民部格に、「資人」の規定のみは「勅」として弘仁式部格に収められた。しかるに、『弘仁格抄』からはイに相当する標目が欠落し、ロについての標目二つが残ったとみるのである。以上の関係を図に示すと次のようになる。



右は、全くの憶測に過ぎないが、『弘仁格抄』の篇目と配列を重視する場合の一案である。（本稿ではこの標目に対応する格そのものは現行の『類聚三代格』に含まれないと見なし、上記史料を『弘仁逸格』関連史料として掲げた。）

◆一三二二（式下26）延暦廿一年九月廿三日格

《應依年齒充帳内事》

〔類聚三代格〕延暦廿三年九月廿三日官符（国史大系五三一）

T・K

弘太政官符

定親王内親王及三位已上申牒諸司式事

右得式部省解備。案公式令。親王一品已下。職事初位已上。並可以自牒申送諸司。雖是三位已上。會無以家司牒及解向官司之文。而案去延暦廿一年九月廿三日格稱。親王内親王。並年滿四歲。始充帳内者。今親王内親王。或年未成人。或不便文筆。至經官司。若為申牒。又同令牒式。三位已上去名。然則親王四品已上。去名明矣。而散事數人同品及同官位姓之類。既不署名。何以辨知。仍問明法曹司。答云。如此之類。可有別式者。未審所從。謹請。官裁者。右大臣宣。奉。勅。幼稚親王既不便文筆。三位已上亦無可署。準據令格。還成疑滯。必須自牒事有不穩。自今以後。宜親王四品已上及職事三位已上。並聽以家司牒申牒諸司。其牒首並具注其官品其親王家及其官位姓名家牒。以別同異。牒尾家令已下兩人署之。但立嫡子及遭喪請假之類。並自牒自署。無品親王内親王者。並別當官人署名申牒。牒式准上定。別當人依勅处分。其散事三位。元無家司。至于牒送諸司。宜令自署。自今以後。立為恒例。

延暦廿三年九月廿三日

〔日本後紀〕延暦廿三年九月甲午23条

T

甲午。式部省言。案公式令。親王一品已下。職事初位已上。並可自牒諸司。雖是三位已上。會無以家司牒及解向官司之文。而案去延暦廿一年九月廿三日格云。親王内親王。並年滿四歲。始充帳内者。今親王内親王。或年未成人。或不便文筆。至經官司。若為申牒。又同令牒式。三位已上去名。然則親王四品已上。去名明矣。而散事數人。同品及同官位姓之類。既不署名。何以辨知。仍問法家。答云。如此

之類可有別式者。未審所從者。勅。幼稚親王。既不便筆。三位已上。亦無可署。准據令格。還成疑滯。必須自牒。事有不穩。自今以後。宜親王四品已上及職事三位已上。並聽以家司牒申牒諸司。其牒首。並具注其官品。其親王家及其官位姓名家牒。以別同異。牒尾。家令已下兩人署之。无品親王內親王者。並別當官人。署名申牒。牒式准上定。別當人。依勅处分。其散事三位。元無家司。至牒諸司。宜令自署。立為恒式。

◆一四九(式下43)延曆十七年三月十六日格

《應以春秋公羊穀梁二傳各為一經教授學生事》

〔令集解〕学令 經周易尚書條 (国史大系四四七) I・T・K

延曆十七年三月十六日官符云。應以春秋公羊穀梁二傳。各為一經。

教授學生事。右得式部省解備。案学令云。教授正業。左傳。服虔杜預注者。上件二傳。弃而不取。是以古來學者。未習其業。而以去宝龜七年。遣唐使明經請益直講博士正六位上伊與部連家守讀習還來。

仍以延曆三年申官。始令家守講授三傳。雖然未有下符。難輒為例。自此厥後。二三學生。有受其業。即以彼傳冀預出身。今省欲試。恐違令條。將從抑止。還惜業絕。竊檢唐令。詩書易三禮三傳。各為一經廣立学官。望請。上件二傳。各准小經。永聽講授。以弘学業。仍請官裁者。大納言從三位神王宣。奉勅。依請。

◎飯田氏註(8)論文参照。

〔令抄〕学令 小經 (群書類從六輯一五八)

延曆十七年三月。以春秋公羊穀梁二傳。各准小經。教授學生。

〔令抄〕学令 音博士 (群書類從六輯一五七) T

又(延曆)十七年格曰。一諸讀書出身等皆令讀漢音。勿用吳音。一

◆一五〇(式下44)延曆十一年閏十一月廿日格

《應令明經生習音事》

〔令抄〕学令 音博士 (群書類從六輯一五七)

延曆十一年格曰。如聞。明經之徒不事習音。発声誦誦。既致訛謬。靜言其弊尤乖勸誘。宜令大学及国学明經生等兼習音。

〔日本紀略〕延曆十一年閏十一月辛丑20條

辛丑。勅。明經之徒。不事習音。発声誦誦。既致訛謬。宜熱習漢音。

◎大系本頭註「事、原作可、今從令抄所引格。宜、今意補」。飯田

氏註(8)論文参照。

◆一五一(式下45)延曆十七年二月十四日格

《太政官宣》

〔史記抄〕九

太政官宣

一諸讀書出身人等皆令讀漢音。勿用吳音。

一大学生年十六已下。欲就明經者。先令讀毛詩音。欲就史學者。

先令讀爾雅文選音。

右大納言從三位神王宣。奉勅。件二條事。宜仰所司永令施行。

延曆十七年二月十四日

◎桃裕行氏『上代学制の研究』(一一二頁)に指摘がある。但し『抄物資料集成』第一卷(本文篇、史記抄、一九七一年)によつて、

「件二條」の次に「事」字を補つた。

〔令抄〕学令 音博士 (群書類從六輯一五七) T

又(延曆)十七年格曰。一諸讀書出身等皆令讀漢音。勿用吳音。一

大学生年十六已下。欲就明經者。先令読毛詩音。欲就史学者。先令読爾雅文選音。

◎飯田氏註(8) 論文参照。

◆一五二(式下46) 弘仁八年四月十七日格

《應置音生四人事》

〔日本紀略〕弘仁八年四月丙午17條

T・K

◎次項参照。

◆一五三(式下47) 弘仁八年四月十七日格

《應習漢語事》

〔日本紀略〕弘仁八年四月丙午17條

T・K

丙午。勅。云々。宜擇年卅已下聽令之徒入色四人白丁六人。於大学寮使習漢語。

◎国史大系本頭註「聽令、或當作聽聆」。また干支右傍の日付は「七」ではなく「十七」が正しい。なお、桃氏『前掲書』一二二頁参照。

◆一五四(式下48) 天平二年三月廿七日格

《太政官謹奏》

〔類聚三代格〕弘仁十二年二月十七日官符

(国史大系二二三) K

式太政官符

定文章博士官位事

右依去天平二年三月廿七日格。置件官員定正七位下官。今被右大臣

宣稱。奉 勅。案唐令国子博士正五品上。其文章博士宜改易前格定從五位下官。

弘仁十二年二月十七日

〔令集解〕職員令 大学寮條

(国史大系八〇) I・K

天平二年三月二十七日奏。直講四人。一人文章博士。律學博士二人。已上同

助教。明法生十人。文章生二十人。簡取雜任及白丁聰慧。不須限年

多少也。得業生十人。明經生四人。文章生二人。明法生二人。算生

二人。並取生内人性識聰慧藝業優長者。賜夏人別繩一疋。布一端。

冬繩二疋。綿四屯。布二端。食料米日二升。堅魚海藻雜魚各二兩。

鹽二夕。

〔令集解〕職員令 陰陽寮條

(国史大系七一) I・K

天平二年三月二十七日太政官奏云。陰陽得業生三人。曆得業生二人。

並准大学生。

〔令集解〕職員寮 典藥寮條

(国史大系一二七) I・K

天平二年三月廿七日官奏。醫得業生三人。並准大学生也。見大学寮

條釈也。

◎鬼頭氏註(11) 論文参照。

(続日本紀) 天平二年三月辛亥27條

T・K

辛亥。太政官奏稱。大学生徒既經歲月習業庸淺。猶難博達。寔是家道困窮無物資給。雖有好學。不堪遂志。望請。選性識聰惠藝業優長者十人以下五人以上專精學問。以加善誘。仍賜夏冬服并食料。又陰陽醫術及七曜頒曆等類。国家要道。不得廢闕。但見諸博士。年聰衰老。若不教授。恐致絕業。望仰。吉田連宜。大津道首。御立連清道。難波連吉成。山口忌寸田主。私部首石村。志斐連三田次等七人。各

取弟子將令習業。其時服食料亦准大学生。其生徒陰陽醫術各三人。曜曆各二人。又諸蕃異域。風俗不同。若無譯語。難以通事。仍仰粟田朝臣馬養。播磨直乙安。陽胡史真身。秦忌寸朝元。文元貞等五人。各取弟子二人令習漢語者。詔並許之。

〔本朝文粹〕天長四年六月十三日格 (国史大系三七) I 太政官符

應補文章生并得業生復舊例事 格

右得式部省解備。大学寮解備。文章博士正五位下都宿禰腹赤牒備。天平二年三月廿七日格備。文章生廿人。簡取雜任及白丁聰惠。不須限年多少者。而省去弘仁十一年十二月八日符備。太政官去十一月十五日符備。案唐式。昭文崇文兩館學生。取三品已上子孫。不選凡流。今須文章生者取良家子弟。寮試詩若賦補之。選生中稍進者。省更覆試。号为俊士。取俊士翹楚者。为秀才生者。今謂良家。偏據符文。似謂三位已上。縱果如符文。有妨學道。何者大学尚才之處。養賢之地也。天下之俊咸來。海內之英並萃。游夏之徒。元非卿相之子。楊馬之輩。出自寒素之門。高才未必貴種。貴種未必高才。且夫王者之用人。唯才是貴。朝為廝養。夕登公卿。而况区区生徒。何拘門資。竊恐悠悠後進。因此解體。又就中文章生中。置俊士五人。秀才二人。至于後年。更有勅旨。雖非良家。聽補之俊士者。良家之子。還居下列。立号雖異。課試斯同。徒增節目。無益政途。又依令有秀才進士二科。課試之法。難易不同。所以元置文章得業生二人。随才學之淺深。擬二科之貢舉。今專曰秀才生。恐應科者稀矣。望請。俊士永從停廢。秀才生復旧号。選文章生。依天平格。謹請处分者。寮依解狀申送省。省依解狀。請官裁者。正三位行中納言兼右近衛大将春宮大

夫良峯朝臣安世宣。奉勅。依請。

天長四年六月十三日

〔扶桑略記〕天平二年三月廿七日條 (国史大系八九) T

天平二年庚午三月廿七日。太政官謹奏。大学生徒。既經年月。習業庸淺。猶難博達。实是家道困窮。無物資給。雖有好學。不堪遂志。望請。選性識聰慧藝業優長者。十人以下。五人已上。專精學問。以加善誘。仍賜夏冬時服。并給食料。

◎飯田氏註(8) 論文、渡辺氏註(11) 論文、早川氏「続日本紀

關係単行法令索引(稿) (前掲八三頁) 参照。

◆一五七(式下51) 弘仁五年三月十二日格

《置得業生肆人事》

(令集解) 職員令 典藥寮条 (国史大系一二七) I・T・K

弘仁五年三月十二日官符云。置得業生四人事。右太政官今月十一日下中務省符備。得彼省解備。内藥司解備。醫針之道。国家大要。其業衰絕。无人可師。望請。永置伴生。教傳醫業者。被右大臣官備。奉勅。依請。

◎渡辺氏・鬼頭氏註(11) 論文参照。

◇一六一(式下55) 延曆十四年三月廿九日格

《應定考人数事》

◇一六二(式下56) 延曆十五年二月廿一日格

《應賜考人事》

(延喜式) 卷十八 式部上 考人 (国史大系四八九)

『弘仁格抄』と『弘仁格』逸文 (笠井純一)

凡給太政官考人者。左右大弁各廿人。少納言。左右中少弁各十五人。外記。左右史各十人。左右史生各四人。左右官掌各三人。

◆一七〇(式下64)延暦十八年十二月十日格

《應給考陸奥国外散位参千拾参人》

〔河海抄〕十二 (源氏物語古註釈大成、六卷二九七)

菊多刻(中略)弘仁式にみえたり

太政官符

應給考陸奥国外散位三十三人事

擬郡司廿八人 白河菊多刻守六十人^{自余略之}

右直国府外散位等如件。省宜承知。依件給考。

延暦十八年十二月十日

〔花鳥余情〕十八 (源氏物語古註釈大成、六卷二三五)

弘仁式云

太政官符

應給考陸奥国外散位三千十三人事

擬郡司廿八人 白河菊多刻守六十人^{自余略之}

右宜国府外散位等如件。省宜承知。依件給考。

延暦十八年十二月廿日

◎両書とも、「弘仁式」からの引用とするのは問題であるが、河海

抄の著者が『類聚三代格』の龍頭に「弘式」(弘仁式部格)とあつ

たものを見て、弘仁式と誤解したのではなからうか。なお人数

を『河海抄』が「三十三人」とし、『花鳥余情』が日付を「廿」

日に、「直国府」を「宜国府」につくるのは、いずれも誤りであ

ろう。

◇三三五(民下25)延暦十五年正月廿六日格

《應勘入雑色人等事》

◎〇四一(式上25)参照

◆三四三(兵部08)弘仁二年三月十四日格

《應改衛府横刀緒色事》

〔日本後紀〕弘仁二年三月戊申14條

戊申。勅。左右近衛兵衛等。劔帶同色。彼此難辨。改舊色。右近衛

用緋繩纈。右兵衛用青褐纈。

◎次項参照。

◇三四四(兵部09)弘仁四年四月廿日格

《應改兵衛横刀緒色事》

〔延喜式〕卷四一 彈正台

凡衛府舍人刀緒。左近衛緋纈。右近衛緋繩纈。左兵衛深緑。右兵衛

深緑纈。左門部浅纈。右門部浅纈纈。

◎三四三(兵部08)・三四六(兵部11)参照。

◆三四五(兵部10)弘仁二年十一月廿八日格

《應改左右衛士府為左右衛門府事》

〔令集解〕職員令 左衛士府條

(国史大系一四二) I・T・K
弘仁二年十一月廿八日官符云。應改左右衛士府為左右衛門府事。右

檢案内。太政官去大同三年七月廿日奏狀備。謹案令條。禁衛官掖。以時巡檢。斯衛士府之職也。今衛門所掌。復不異於此。徒設官員。事乖忙劇。伏請。一從廢省。其諸門禁衛。出入禮儀。及門籍門勝等事。同令衛士府主之。然靱負為名。年祀積久。今廢彼混此。雖不改文字。号曰左右靱負府者。畫聞既訖者。今得散位從五位下大伴宿禰真木麻呂。右兵庫頭從五位下佐伯宿禰金山等解備。己等之祖。室屋大連公。領靱負三千人。左右分衛。是以。衛門開闔。奕葉相承。望請。改衛士字。以為衛門者。被右大臣宣備。奉勅。勘於古記。所申有理。宜依件改。

◎渡辺氏・鬼頭氏註(11) 論文参照。

(狩野本類聚三代格)

太政官符 應改左右衛士府為左右衛門府事

右檢案内。太政官去大同三年七月廿日奏狀備。謹案内。今律禁衛官掖以時巡檢。斯衛士府之職也。今衛門所掌。復不異作此。從設官員事忙劇。伏請一從廢省。其、門禁衛出入禮儀及門籍勝等事。同令衛士府主之。然靱負為名年祀積久。今廢彼混此。雖不改文字。号曰左右靱負府者。畫聞既訖者。今得散位從五位下大伴宿禰真木麿。兵庫頭從五位下佐伯宿禰金山等解備。己等之祖室屋大連公。領靱負三千人。左右分衛。是以。衛門開闔。奕葉相承。望請。改衛士字。以為衛門者。被右大臣宣備。奉勅。勘於古記。所申有理。宜依件改之。

弘仁二年十二月廿八日

◎狩野本類聚三代格を用いた当該格の復原については、飯田氏註(9) 論文参照。

(前田家本類聚三代格)

(国史大系六四九) K

『弘仁格抄』と『弘仁格』逸文

(笠井純一)

宿禰金山等解備。己等之祖室屋大連公領靱負三千人左右分衛。是以。衛門開闔。奕葉相承。望請。改衛士字以為衛門者。被右大臣宣備。奉勅。勘檢古記。所申有理。宜依件改。

(日本後紀) 弘仁二年十一月己未28條
己未。改左右衛士府。為左右衛門府。

K

◆三四六(兵部11) 弘仁四年二月十一日格

《應改門部橫刀緒色事》

(日本後紀) 弘仁四年二月甲午11條

K

甲午。改門部銀帶色。左門部着淺纒。右門部淺纒纒。

◎飯田氏註(8) 論文参照。なお、三四四(兵部09) 参照。

◆三四七(兵部12) 大同二年十月十八日格

《應定左右衛士官人已下威儀服色事》

(日本紀略) 大同二年十月辛未18條

T・K

辛未。定左右衛士府官人服色。大尉六位著深綠。少尉七位著内色。主帥著紺布。先是。大尉著紺。少尉主帥著淺綠。无所據。是以改。

◎大系本の干支右傍には「十七」日とあるが、十月は「甲寅朔」であるから「十八」日の誤植。

◆三四八(兵部13) 弘仁九年三月廿五日格

《應着靴諸衛府生以上事》

(日本紀略) 弘仁九年三月戊申25條

T・K

戊申。制。朝堂公朝。見親王及太政大臣者。左大臣動座。自余共立

『弘仁格抄』と『弘仁格』逸文 (笠井純一)

床子前。但六位以下。警折而立。又諸衛府生以上。除衛仗之外。皆著靴。唯著布帶時。須麻鞋。又除著靴之外。通著麻鞋。

〇〇五一(式上35) 参照。

◆三五六(兵部21) 大同三年正月廿五日格

〔詔〕

〔狩野本類聚三代格〕

弘 大同三正廿五詔 併内衛門府。内兵庫併左右兵庫。兵馬司併内殿主馬寮。即依令左右馬寮。詔書略之。

弘 太政官謹奏

隼人司 元慶元年十月十七日。依令更亦置佑一員。在廢置官員缺。

正一員 令史一員 使部四人 直丁一人 大衣二人

隼人册人 男廿人 女廿人

右准今年正月廿五日 詔書。廢省件司。併衛門府。而今廢衛門府。混於左右衛士府。夫衛士府者。所掌堆劇。不須兼領。伏請。更置件司。隸兵部省。其隼人者。延曆廿四年十二月七日格。減省舊數。依件定之。又延曆十四年壬七月十日格。減定使部六人。凡十羊九牧。已非政道。亦請省除佑員。使部准此減定。臣等商量。所定具件如前。謹錄事狀。伏聽 天裁。謹以申聞。謹奏。

大同三年七月廿六日

聞

◎狩野本類聚三代格を用いた当該格の復原については、飯田氏註

(9) 論文参照。

〔令集解〕職員令 内兵庫司條

(国史大系一四八) I

大同三年正月廿「五」日詔。親時改制。論代立規。往古相沿。来今

莫革。故虞夏分職。損益非同。求之變通。何常準之有也。思欲省司合吏。少牧多羊。致人務於清閑。期官僚於簡要。其内兵庫。併左右兵庫。

◎国史大系本頭註は、「五、據上文及三代格當衍」とするが、恐らく非。

〔前田家本類聚三代格〕

(国史大系一五七)

通。何常準之有也。思欲省司合吏。[] 羊致人務於清閑。期官僚於簡要。[] 寮。喪儀司併鼓吹司。内礼司併彈正

臺。縫部司併縫殿寮。鍛冶司併木工寮。官奴司併主殿寮。贖贖司併刑省。管陶司併大膳職。減内舍人。定四十員。主醬主菓餅。及刑

[] 廢。主者施行。

大同三年正月廿日

◎国史大系本は『令集解』によって文を補っているが、ここでは吉田氏の指摘(前掲論文三六三頁)に従って、全て省いた。

〔令集解〕職員寮 喪儀司條

(国史大系九二)

大同三年正月廿日詔。親時改制。論代立規。往古相沿。来今莫革。故虞夏分職。損益非同。求之變通。何常準之有也。思欲省司合吏。少牧多羊。致人務於清閑。期官僚於簡要。其喪儀司併鼓吹司。主者施行也。

◎「正月廿日詔」の一例として掲げた。これらによると、廿日詔書と廿五日詔書は、その前文を同じくしていたため、後世混乱が生じたものようである。おそらく、廿日に文官関係の、廿五日には武官関係の統合整理が命ぜられたと考えられるが、武

官の内「兵馬司」については、早くも『類聚三代格』弘仁四年七月十六日官符において、「依去大同三年正月廿日詔書。廢兵馬司」と誤引されている(国史大系一七一)。なお、吉田氏前掲論文、飯田氏註(9)論文、及び拙稿「内兵庫覚書」(『続日本紀研究』二〇〇号)を参照。

◆三六二(兵部27)弘仁四年三月十三日格

《應令史生帶劔事》

(令集解)職員令 左馬寮條 (国史大系一四六) I・T・K
弘仁四年三月十三日官符云。應令史生帶劔事。右得左右馬寮解備。夫馬者。軍国之用。非常之備。掌守之司。不可無備。望請。令史生帶劔。備于非常者。右大臣宣。奉勅。依請。

◎渡辺氏・鬼頭氏註(11)論文参照。

◆三六五(兵部30)天平三年十一月一日格

《太政官謹奏》

(続日本紀)天平三年十一月丁未02條 T・K
丁未。太政官処分。武官医師使部。及左右馬監馬医帶仗者考選。及武官解任者。先例並属式部。於事不便。自今以後。令兵部掌焉。但正身依舊在寮上下。

◎早川氏「続日本紀關係単行法令索引(稿)」(前掲八五頁)参照。

◆三七五(兵部40)延暦十九年十二月十九日格の内

《一諸司六位以下考唱不到事》

(令集解)選叙令 應叙條
◎〇八六(式上70)参照。

◆四五五(彈正04)天平神護三年三月十七日格

《勅》

(続日本紀)神護景雲元年三月丙寅17條 T・K
丙寅。勅。近衛將曹從六位下勲六等間人直足人等十九人。感會風雲。奮激忠勇。超群拔衆。斬寇滅凶。朕以嘉其武節。賞此高勲。宜令美服光榮。容儀標異。自今以後。諸勲六等已上身。有七位而帶職事者。許執牙笏并用銀裝刀帶等。及元日等節。着當階色。

◎飯田氏註(8)論文、早川氏「続日本紀關係単行法令索引(稿)」(前掲一三一頁)参照。

◆四五六(彈正05)弘仁五年閏七月廿六日格

《應聽内外諸司人着「薄」朝服事》

(政事要略) (国史大系五五九) I・T・K
弘彈格云。太政官符。應聽内外諸司人着薄朝服事。
右檢去延暦十一年十一月十九日勅。例禁着件色。今被右大臣宣備。奉勅。自今以後。宜莫禁制。

弘仁五年閏七月廿六日

◎渡辺氏註(12)論文参照。なお、右に引用される「延暦十一年十一月十九日勅」は、『類聚三代格』「弘仁二年五月十三日官符」所引の「同日勅」とともに、『彈例』の逸文であろう。これらとは別に、和田英松著『國書逸文』には、『本朝月令』所引の「延

『弘仁格抄』と『弘仁格』逸文 (笠井純一)

曆十一年一月十九日「彈例が引かれるが、「十一月」の誤植。

〔日本後紀〕弘仁五年閏七月己亥25條

己亥。聽内外諸司人着薄朝服。

〔西宮記〕

(新訂増補故実叢書「西宮記」第一、一一一) I

弘仁五年閏七月廿六日符云。應聽内外諸司人着薄朝服事。

右檢去延曆十一、十一、十九、勅例。禁着件色。今被右大臣宣備。

奉勅自今以後。宜莫禁制。

〔延喜式〕卷四一 彈正

(国史大系九一七)

凡聽内外諸司人等著薄朝服。

◆四六八(雜格01) 弘仁九年三月廿三日格

《勅》

〔日本紀略〕弘仁九年三月丙午23條

丙午。詔曰。云々。其朝會之禮及常所服者。又卑逢貴而跪等。不論男女。改依唐法。但五位已上禮服。諸朝服之色。衛仗之服。皆緣舊例不可改張。 K

◆四六九(雜格02) 大同元年十月七日格

《應改七位初位当色事》

〔令集解〕衣服令 朝服條

(国史大系七四〇) I・T・K

大同元年十月七日格云。太政官符。應改七位初位当色事。右被右大臣宣備。奉勅。今聞。漢家之制。略異此間。綠縹之淺。不著当色。

知而不改。服制無節。蕃客朝覲。如見之何。宜七位者同著深綠。初

位者共服深縹。自今以後。立為恒例。

◎渡辺氏註(11) 論文参照。

〔政事要略〕

弘雜格云。應改七位初位当色事。

右被右大臣宣備。奉勅。今聞。漢家之制。略異此間。綠縹之淺。不着当色。知而不改。服制無節。蕃客朝覲。如見之何。宜七位者同著深綠。初位者共服深縹。自今以後。立為恒例。

大同元年十月七日

◎渡辺氏註(12) 論文参照。

〔令抄〕衣服令 六位深綠衣

六位深綠衣七位淺綠衣八位深縹衣初位淺縹衣。縫殿式云。(中略)初位淺縹衣。大同元年十月七日格。

(群書類從六輯一八二)

◆四七〇(雜格03) 神護景雲四年九月四日格

《令旨》

〔政事要略〕

弘雜格云。令旨。先著袍衣以足為限。天下服用。不聞狹窄。比來任意。競好寬大。至于裁袍更加半疋。袍襖亦奇。不弁表裏。習而成俗。為費良深。自今以後。不得更然。 神護景雲四年九月四日

◎渡辺氏註(12) 論文参照。

〔続日本紀〕宝龜元年九月壬戌03條

壬戌。令旨。比年。令外之官。其員繁夥。徒費国用。無益公途。省官簡務。往聖嘉典。除要司外。宜悉廢省矣。又以去天平勝宝九歲改

首史姓。並為毗登。彼此難分。氏族混雜。於事不穩。宜從本字。又先著袍衣。以足為限。天下服用。不聞狹窄。比來。任意競好寬大。

先著袍衣。以足為限。天下服用。不聞狹窄。比來。任意競好寬大。

先著袍衣。以足為限。天下服用。不聞狹窄。比來。任意競好寬大。 K

至于裁袍更加半疋。袍襖亦齊。不弁表裏。習而成俗。為費良深。自今以後。不得更然。

◎早川氏「続日本紀關係単行法令索引(稿)」(前掲一三五頁)参照。

◆四七一(雜格04)宝龜二年閏三月十九日格

《勅》

〔政事要略〕

(国史大系五四一) I・T・K

又云。勅。神護景雲四年格。袍衣寬大。并袍襖不弁表裏。禁制已畢。是至今年未見改正。仍重作法。法禁如左。其袍口闊。五位以上一尺為限。六位以下八寸。女亦准此。如不改正以違勅論。自余制宜一如去年符。主者施行。

宝龜二年閏三月十九日。

◎飯田氏註(8)論文、渡辺氏註(12)論文参照。

〔新抄格勅符抄〕

(国史大系一九)

太政官符 檢非違使

雜事伍箇條

一應衣袖并袴広同以壹尺陸寸為限事

右得檢非違使去十二月廿九日奏狀備。宝龜二年格云。其袍袖口闊。

五位已上一尺為限。六位已下八寸。女亦准此。(中略)

長保三年閏十二月八日

◎早川氏「続日本紀關係単行法令索引(稿)」(前掲一三六頁)参照。

◆四七二(雜格05)養老六年二月廿三日格

《停止位袋事》

〔令集解〕衣服令 朝服條

(国史大系七四〇) I・T・K

養老六年二月廿三日格云。太政官謹奏。停止位袋事。右奉勅旨。從三位行授刀頭藤原朝臣房前上意見。一品以下初位以上位袋者。一切停却者。宜作商量者。臣等謹檢衣服令。袋從位色。緒別正從。結明上下。當時裁從女功。勞倍衣袴。將著反費。欲停即利。伏請。依彼意見。永從停廢。謹以申聞。謹奏。奉勅依奏。

◎渡辺氏註(11)論文、早川氏「続日本紀關係単行法令索引(稿)」

(前掲七四頁)参照。

〔令抄〕衣服令 袋從服色

(群書類從六輯一八三)

朱云。(中略)位袋。弘仁雜格止云々。